



◇委員の紹介◇

神戸大学社会システムイノベーションセンター長

鈴木 一水

4月1日に企業会計基準委員会（ASBJ）非常勤委員に就任しました神戸大学の鈴木一水です。よろしくお願い申し上げます。私は、資産除去債務専門委員会、引当金専門委員会および基準諮問会議の各委員を経て3月まで財務会計基準機構理事・適正手続監督委員会委員長を、研究者の立場から務めて参りました。この機会に、これまでの研究および財務会計基準機構等での経験から得た企業会計基準の設定に関する私の考えと、今後の抱負を述べさせていただきます。

ASBJによる会計基準開発は、かつてのコンバージェンスから、現在は国際的に整合性のあるものとする取組みの段階に至っています。政府の成長戦略においても、IFRS 任意適用企業の拡大促進、日本基準の高品質化、IFRS に対する国際的な意見発信、国際的な会計人材の育成が掲げられています。こうした流れの中で、高品質な会計基準の開発と、IFRS に対する国際的な意見発信という役割が、ASBJには期待されています。

ところで、高めるべき会計基準の品質とは、何を意味するのでしょうか。基準論的には、意思決定に有用な情報の提供という財務報告の目的を達成するために必須の特性である目的適合性および表現の忠実性と、それらを支える比較可能性、検証可能性、適時性および理解可能性といった質的的特性を備えた財務情報の提供に役立つことを意味するといえます。

しかし、これらの特性の理解や評価は、市場関係者の置かれた立場によって異なるのが普通です。それは、会計基準が、資本市場における資金配分に影響するだけでなく、設備、研究開発、人的資源、事業などに対する投資などにも影響する可能性があるからです。たとえば、減損会計基準やリース会計基準は設備投資に、研究開発費等会計基準は研究開発に、役員賞与や退職給付に関する会計基準は経営者報酬や雇用慣行に、そして金融商品会計基準は政策保有株式の保有方針に、それぞれ影響する可能性があります。会計基準の開発にあたっては、投資意思決定有用性やコスト・ベネフィットだけではなく、こうした資本市場以外における経済的帰結も考慮する必要があるといえましょう。

特に利益情報は、投資意思決定だけでなく、その他の経済的意思決定にも利用される重要な情報です。契約の不完備性や、情報の非対称性にとまなうモニタリングの限界から、利益その他の業績に連動したインセンティブ報酬、たとえば経営者や従業員への利益連動報酬や株式報酬が採用される傾向にあることからわかるように、株主だけが残余利益請求権者とはいえなくなってきています。この傾向は、さまざまな局面において多様なステークホルダーによって利益情報が利用されることを示唆します。

委員長及び委員の紹介

こう考えると、会計基準の品質には、もう 1 つ別の考え方があることがわかります。それは、財務情報の多面的な利用とその影響が異なる立場から検討され、多様な意見が反映されバランスがとれているかどうか、ということです。そして、作成者でも利用者でも監査人でもない私には、立場の違いによる意見の相違を整理する役割が期待されているものと感じています。また、たとえ国際的に整合性のある会計基準であったとしても、多種多様なステークホルダーから受け入れられるものでなければ、高品質とはいえません。そこで、多様な意見の考慮は、国際的な意見発信にも反映していくべきと考えています。

適正手続監督委員会委員長在任中には、新型コロナウイルス感染症拡大のような想定外の非常事態においては、ASBJ に臨機応変で迅速な対応が社会から求められることを痛感しました。この経験を活かし、適正手続に関する規則の趣旨から逸脱することなく、多様なステークホルダーの意見に配慮しながら、社会の要請に迅速に対応した基準開発および国際的な意見発信に努めて参る所存です。